

新しい修学支援【 高等教育の修学支援新制度 】について

☆【 高等教育の修学支援新制度 】とは？

文部科学省にて新設された、2つの支援が受けられる制度 です！

①給付型奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）

②授業料の減免（自治体）

①と②両方の支援を同時に受けられます！

☆【 対象となる学生 】とは どんな人？

- ・ 高等学校を卒業後、2年以内に本校へ入学した学生
- ・ 下記の ア と イ 両方に当てはまる学生

ア. 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（下記Ⅰ～Ⅲの区分いずれかに該当すること。）

- Ⅰ・・・本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。（※1）
- Ⅱ・・・本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること。
- Ⅲ・・・本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること。

（※1）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額適用控除を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※日本学生支援機構HP「進学資金シミュレーター」で上記Ⅰ～Ⅲに該当するかなど、**おおよその確認ができますので各自ご確認ください。**

※上記Ⅰ～Ⅲの区分に分けられ、該当する区分によって支給される奨学金、減免となる授業料の金額が変わります。

※所得に関しては、原則として、マイナンバーにより日本学生支援機構が確認します。

※学生本人と生計維持者（父母）のマイナンバーの提出が必須条件となっています。

イ. 学修意欲のある学生

- 平均成績が学科における上位1/2の範囲に属すること。
または
- 標準単位数以上を修得しており、かつ、将来社会で自立し目標を持って学修する意欲を有していること。（学修計画書の提出が必要となります。）

※申し込みを行ったからといって必ず採用となるわけではありません。

※この修学支援制度を受けるにあたり、現在第一種奨学金を貸与している学生は第一種奨学金の金額が0円又は減額等、制限されることとなります。（第二種奨学金の貸与は制限されません。）

①給付型奨学金について

日本学生支援機構より学生に対して直接毎月振り込みが行われます。

< 支給月額 >

学校種別	支援区分	私 立	
		自宅通学	自宅外通学
専修学校	第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※()内の金額は、生活保護を受けている生計維持者と同居している人が対象となります。

※自宅外通学は、生計維持者と同居せず、別で家賃を支払って生活していることをいいます。

不動産会社との賃貸借契約書等を提出して頂きます。

※成績不振や出席率が低い等の理由で「廃止」という認定を受けた場合は、**支給された奨学金の返還が求められます**のでご注意ください。

< 給付型奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額 >

※この修学支援制度を受けるにあたり、現在第一種奨学金を貸与している学生は第一種奨学金の金額が下記の表のように0円又は減額となります。これを併給調整といいます。

なお、第二種奨学金の貸与は制限されません。

学校種別	支援区分	私 立	
		自宅通学	自宅外通学
専修学校	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	23,800円 (29,400円)	18,300円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している場合は()内の金額となります。

②授業料減免について

本校は還付制度を実施しております。

一度年間の授業料185万円（初年度 185万円、2年次からは180万円）を納めて頂き、自治体から本校へ入金後、本校より各学生へ還付の手続きを行いますので、ご了承ください。

< 減免額 >

学校種別	区分	私立	
		入学金	授業料（半期）
専修学校	第Ⅰ区分（満額）	160,000円	295,000円
	第Ⅱ区分（2/3）	106,700円	196,700円
	第Ⅲ区分（1/3）	53,400円	98,350円

< 例1 >

◆ 新入生（1年生で入学金あり）

一年間支援区分【Ⅰ】の場合

入学金	授業料（半期4月～9月）	授業料（半期10月～）	合計
160,000円	295,000円	295,000円	750,000円

< 例2 >

◆ 新入生（1年生で入学金あり）

当初【Ⅱ】であった支援区分が10月より【停止】となった場合

入学金	授業料（半期4月～9月）	授業料（半期10月～）	合計
106,700円	196,700円	0円	303,400円

< 例3 >

◆ 在校生（入学金なし）

一年間支援区分【Ⅲ】の場合

授業料（半期4月～9月）	授業料（半期10月～）	合計
98,350円	98,350円	196,700円

< 例4 >

◆ 在校生（入学金なし）

当初【Ⅲ】であった支援区分が10月より【Ⅰ】に変更となった場合

授業料（半期4月～9月）	授業料（半期10月～）	合計
98,350円	295,000円	393,350円

※全員毎年10月に日本学生支援機構にて【家計基準による適格認定】が行われます。その結果により、10月からの支援区分が変更となる場合があります。一度採用されても適格認定で基準を満たさなくなった場合は、給付型奨学金及び授業料減免の支援が停止や打ち切りとなります。

【 高等教育の修学支援新制度が打ち切りとなる事例 】

※年度末に実施される 日本学生支援機構の「学業による適格認定」において、下記の【廃止】事由 I～IVのいずれかに該当した場合は、給付奨学金及び授業料減免の両方の支援が打ち切りとなります。

【 日本学生支援機構 給付型奨学金 の 「廃止」 事由 】

- I 修業年限（3年）で卒業できないことが確定
- II 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下
- III 出席率が5割以下、学修意欲が著しく低いと学校が判断
- IV 年度末に行われる学業成績での適格認定において、連続して「警告」に該当

※上記「廃止」事由 IV における「警告」とは下記①～③について指します。

【 日本学生支援機構 給付型奨学金 の 「警告」 事由 】

- ① 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ② GPA（平均成績）等が所属学科のクラスで下位1／4の場合
- ③ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと判断した場合

※また、「廃止」に該当し更に「学業成績が著しく不良」と認められる場合は給付奨学金を返還する必要があるのでご注意ください。「学業成績が著しく不良」とは「修得単位数の合計が1割以下」「出席率が1割以下」など学修意欲があるとは認められない場合となります。

※一度給付型奨学金を「廃止」とされた者が再度給付型奨学金を申し込むことはできません。

年間スケジュール予定

		令和 4 年									令和 5 年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
① 給付型奨学金	JASSO			推薦・審査	採用者は振込開始 (JASSO→学生)		秋の募集 申し込み受付開始	家計基準による 適格認定の実施	↓				学業による適格 認定の実施
	学校	春の募集 申し込み受付開始								支援区分の 見直し及び変更	継続願提出手続 に関する説明 会開催		
	学生	申し込み手続き及び マイナンバー提出			在籍報告手続き			在籍報告手続き		継続願提出に関する説明会の出席 継続願提出手続き			
② 授業料減免	自治体						第 1 回減免額の 還付 (学期分) 自治体 → 学校 → 学生		↓				第 2 回減免額の 還付 (学期分) 自治体 → 学校 → 学生
	学校			第 1 回減免交付申請手続き 学校 → 自治体				支援区分の 見直し及び変更		第 2 回減免交付申請 手続き 学校 → 自治体			
	学生			減免手続き書類の提出 学生 → 学校									

JASSO とは独立行政法人日本学生支援機構のことをいいます。

給付型奨学金の 1 回目の振込は 7 月ですが、遡って 4 月分より振り込みされます。

マイナンバーの提出書類に不備があり必着期限に間に合わなかった場合は採用が 8 月以降になります。未提出者は不採用となります。

採用となった後も、定期的に「在籍報告」や「継続願」の提出手続きがあります。

上記に表記されている説明会以外にも別途説明会が開催される場合があります。その際は掲示にて随時ご案内します。

2021 年度の実績を基に作成しています。あくまでも予定となっていますので変更となる場合もあります。

9 月頃に秋の募集があります。

・春の募集→【 [令和 2 年 1 月～12 月の地方税情報](#) 】

・秋の募集→【 [令和 3 年 1 月～12 月の地方税情報](#) 】を利用して審査を行うため、春の募集で不採用となっても秋の募集で採用となる場合があります。

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容
授業料・入学金の免除/減額 + 給付型奨学金の支給 **返済不要!**

申請期間 2022年4月以降(学校ごとに異なります)

- 2021年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!
 - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
 - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP	高等教育の修学支援 LINE公式アカウント	日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談しましょう。

自分が対象になるか各自でシミュレーションをしてください。